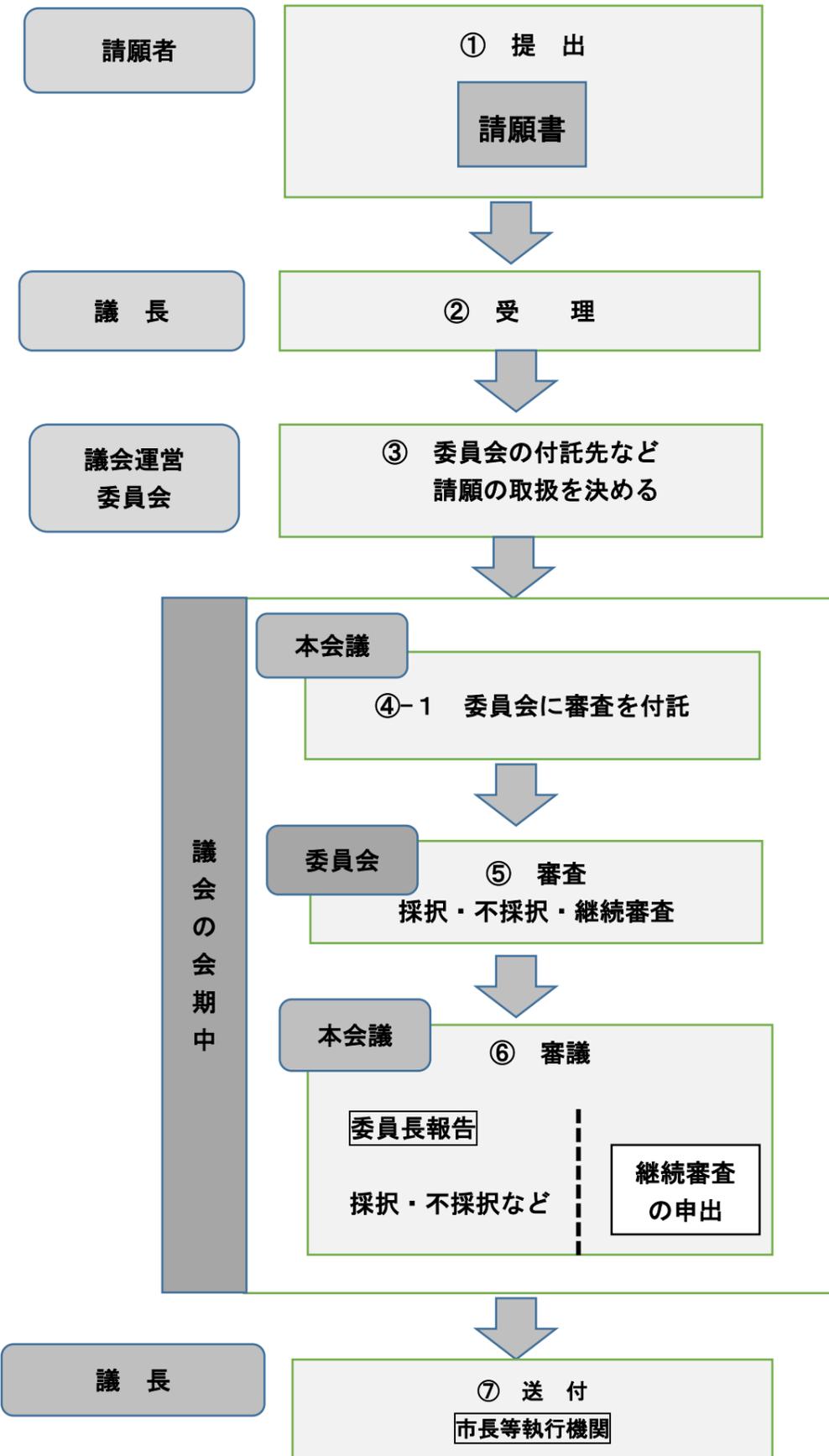


## 請願・陳情の審議・審査の流れ



- 議長宛ての請願書・陳情を議会事務局に提出
  - 記載事項等を確認し、議長が受理  
※各定例会の招集告示日までに受理された請願書・陳情書はその会期中に審議されます。
  - 議会運営委員会に置いて取扱を定める  
※陳情については、審査になじむものか確認します。  
※請願については、付託先の委員会を、陳情については、送付先の委員会を検討します。
- 【請願の場合】
- 4-1 各委員会に審査を付託
  - 付託された各委員会で慎重に審査し、採択・不採択などの審査結果を決定する。  
※会期中に結果が得られず、なお審査を要する場合には継続審査となる場合があります。
  - 本会議において、委員長が委員会での審査の経過と結果を報告し、その委員長報告を踏まえ、市議会として議決する。
  - 採択した請願書は、議長が市長等、執行機関に送付する。
- 【陳情の場合】
- 4-2 送付された各委員会で慎重に審査し、採択・不採択などの審査結果を決定し、議長に報告する。  
※会期中に結果が得られず、なお審査を要する場合には継続審査となる場合があります。

